

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する
訓令

(技術検査課)

ページ
一

号外 (十九) 平成二十三年 四月 一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程 昭和五十一年 岐阜県訓令甲第十六号
の一部を次のように改正する。
〔 昭和三十二年 岐阜県企業訓令管第八十三号 〕

第二条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 入札制度の改善のために必要と認められる施策に関する事項

七 その他入札制度の透明性及び公平性を確保するために必要な事項

第三条第三項中「出納事務局長」を「会計管理者」に改め、同条第五項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 指名業者の選定に関する事項（予定価格が三億円未満のもの（重要又は異例な設計委託に係るものを除く。）に限る。）

第七条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項

中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般競争入札の入札参加資格に関する事項（予定価格が二億円未満のものに限る。）

第八条第二項第二号を次のように改める。

二 一般競争入札の入札参加資格に関する事項（現地機関の長の権限に属するものに限る。）

第十三条第一項中「県土整備部建設政策課」を「県土整備部技術検査課」に改め、同条第二項及び第五項中「県土整備部建設政策課入札制度・建設業企画監」を「県土整備部技術検査課建設技術企画監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
――
ブイ・アール・テクノセンター